

2018KIP アメリカ研修（以下、「当研修」と言う）参加希望者は、以下の文章を必ずお読みいただき、参加同意書にサインした上で提出してください。

参加同意書

私は 2018KIP アメリカ研修の内容を確認し、その内容に対して同意します。

氏名 _____ 印

（未成年の場合）

保護者氏名 _____ 印

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

参加条件書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この参加条件書は一般社団法人 **KIP** 知日派国際人育成プログラム（以下、「当法人」と言う。）が参加者との間で当研修の実施に関して必要な事項を定めます。当参加条件書に定めのない事項については、**KIP** メンバールール及び法令又は一般に確立された慣習に従います。

2 当法人が法令に反せず、かつ、参加者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(当研修内容)

第2条 当研修は、参加者が **KIP** 会員となり、参加者全体で協力して一定のテーマに関する学習・準備・実行を行う活動です。当研修は、当法人の理念に賛同した参加者の意欲・興味・関心に応じて学習・準備・実行の機会や情報を与え、参加者が主体的に活動をしていく中で成長を促すものであり、研修後の具体的成果について何らの保証をするものではありません。

(手配代行)

第3条 当法人は、当研修の履行に当たって、手配の一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 参加の申込み・契約の成立

(参加資格者)

第4条 以下の各号の全てを満たす者に限り、当研修に参加申込みをすることができます。

- 一 申込み時点において日本の大学に通う学部生・院生
- 二 **KIP** の会員として、当法人の趣旨に賛同し規律ある団体行動ができる者
- 三 研修の全日程および研修報告会に参加が可能である者
- 四 所定の事前学習、およびミーティングに参加が可能な者
- 五 当法人及び他の参加者と密な連絡を取り、協力して研修・事前学習を遂行できる者
- 六 参加申込み者が未成年の場合には保護者の同意を得ている者

2 前項に定めた研修の全日程へ何らかの理由により参加できない場合には、理事長又は **KIP** 委員へ速やかに申し出てください。理由が正当なものと認められた場合には、理事長又は **KIP** 委員の指定する、事前学習に代わる課題を負うこととなります。なお、理由が正当なものと認められない場合には、当研修への参加資格を喪失する可能性があります。

(参加の申込み)

第 5 条 当研修への参加を希望する者は、本参加条件を承諾の上、所定の手続きに則り、当法人に対し当研修の参加を申し込みます。

2 参加に際し、遠隔地に居住するなど特別な配慮を必要とする参加者は、応募時に申し出て下さい。

3 前項の申出に基づき、当法人が参加者のために講じた特別な措置に要する費用は、原則参加者の負担とします。

(選考面接)

第 6 条 参加申込者の内、書類選考を通過した者には、当法人の指定する日時に当法人の理事、その他の者による選考面接を実施します。

2 選考面接の合格者には、当法人から 10 日以内に通知を行います。

(契約の成立)

第 7 条 選考面接に合格した者は、第 9 条に規定する申込金を当法人が指定する期日までに当法人指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。

2 当法人と参加者の間の当研修参加に関する契約は、上記入金を当法人が確認した時に成立するものとします。

第 3 章 申込金

(申込金)

第 8 条 申込金には以下の各号に掲げる費用が含まれます。

- 一 米国への航空運賃
- 二 米国渡航時の宿泊費・食費の一部
- 三 当法人の指定するミーティングの会場費

(別途必要となる費用)

第 9 条 以下の各号に掲げる費用は別途参加者が負担することとなります。但し、以下の事項に限りません。

- 一 国内研修参加費用
- 二 KIP 研修報告会・その他の KIP アクティビティへの参加費用
- 三 国内における交通費・食費
- 四 渡航に必要なパスポート・ビザ等の取得費用
- 五 海外旅行保険
- 六 銀行振込の場合の手数料

第 4 章 契約の変更

(研修内容の変更)

第 10 条 当法人は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、

当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合において、研修の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、参加者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、研修日程・内容その他の契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(申込金の額の変更)

第11条 研修を実施するに当たり利用する運送機関及び宿泊に関する費用が、著しい経済情勢の変化等、当法人の責めに帰すことのできない事由により、研修参加者募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額される場合においては、当法人は、その増額される金額の範囲内で申込金の額を増加することができます。

第5章 参加者の責任

(KIP会員の義務)

第12条 選考合格者は当法人による申込金支払い確認後、2017年度 KIP 会員としての資格を有し、当研修以外のアクティビティへの参加が認められます。そこで、KIP 会員として以下に掲げる義務を負います。

- 一 KIP 3大ルール（「出欠の即返信」、「無断キャンセルの禁止」、「レポートの提出」）を遵守すること
- 二 KIP の活動を円滑に行うために必要な協力を行うこと
- 三 渡航前に海外旅行保険へ加入していること

(禁止事項)

第13条 KIP 会員は、以下に掲げる禁止事項をしてはなりません。

- 一 活動中に知り得た KIP 会員、スピーカー、相手方を含む当法人に関係する者や機関（以下、「KIP 関係者」）の氏名、連絡先、肖像（写真・映像）を含む個人情報、及び当法人の活動に関する情報を KIP 委員会の許可無くインターネット・ブログ・SNS その他これに準ずる手段によって第三者に開示・掲載し、又は第三者が閲覧できる状態に置くこと
- 二 誹謗中傷を含む名誉毀損・侮辱等の法令違反行為
- 三 未成年者飲酒禁止法に反する法令違反行為
- 四 その他、社会通念上、当法人の評価を下落させる行為

(研修参加者の義務)

第14条 研修参加者は以下に掲げる義務を負います。

- 一 第4条で規定した日程に参加すること
- 二 当研修においては、参加者の協力により作り上げられる事前の準備が重要であることを理解し、研修を円滑に行うために必要な協力を行うこと
- 三 当法人及び第三者に損害を与えないように各自の権限の範囲に応じて注意すること

(参加者の損害賠償責任)

第 15 条 第 12 条乃至 14 条に規定する事項に反し、当法人或いは第三者に対して損害を生じさせた場合には、その損害は各自が賠償する義務を負います。但し、各自の権限の範囲に鑑み、報告や相談等相当の措置を確かに行ったと認められる場合には、この限りではありません。

2 各自の権限の範囲に鑑み、損害を防止すべき地位にあった者が報告や相談等を受けたにもかかわらず損害を防止すべき任務を懈怠した場合にもその損害を賠償する責任を負います。

3 数人が共同して 1 項、2 項の行為を行った場合には、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負います。

第 6 章 処分

(注意処分)

第 16 条 第 12 条乃至 14 条の規定に該当する場合には、理事長又は KIP 委員より当該参加者に口頭又は文書により注意処分を行う場合があります。

(退会処分)

第 17 条 第 12 条乃至 14 条の規定に該当する場合、または、第 16 条の処分後 10 日間を経過した後に改善が見られない場合には、理事長と KIP 委員の連名で当該参加者に文書により退会処分を行う場合があります。

2 但し、当該参加者に正当な理由が存在する場合には、1 週間以内に、書面により理事長及び KIP 委員会に異議申立てを提出し、審査を請求することができます。

3 前項の請求の有無にかかわらず、退会処分通知後は、KIP 会員としての資格を喪失し、全てのアクティビティへの参加は禁止されます。

4 退会処分が行われた場合、申込金その他一切の費用の返還は行いません。

(異議申立書の記載事項)

第 17 条の 2 前 2 条における不服申立書には次の各号に掲げる事項を全て記載しなければならない。

- 一 異議申立人の氏名
- 二 異議申立ての趣旨・内容
- 三 正当な理由を推認させる事実
- 四 異議申立ての年月日

(審査の方式)

第 17 条の 3 理事会、KIP 委員会及び KIP 事務局の代表者から成る合議体は、異議申立てから 1 週間以内に書面により、上記異議申立ての審査を行います。

(決定)

第 17 条の 4 異議申立てに理由がないときは、合議体は決定で当該異議申立てを棄却します。

2 処分についての異議申立てに理由があると認められる時は、合議体は決定で当該処分の全部又は一部を取消します。

第 7 章 契約の解除

(参加者の解除権)

第 18 条 参加者は、理事長及び KIP 委員会に、文書で通知することにより、いつでも契約を終了することができます。別表第一に掲げる取消料の返還を受けることができます。

2 但し、前項の場合には、第 14 条 3 号の注意義務を負い、第 15 条の規定が適用されます。

(当法人の解除権)

第 19 条 当法人は、以下に掲げる場合に、参加者に文書により理由を説明した上で契約を解除できます。この場合、一号の場合を除いて、参加者は別表第一に掲げる取消料の返還を受けることができます。

- 一 参加者が予め明示した参加条件を満たしていないことが判明したとき
- 二 参加者が病気その他の事由により、研修実施に耐えられないと認められるとき。
- 三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合において、予定していた研修日程に従った安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

第 8 章 責任範囲・保険

(責任範囲・保険)

第 20 条 当法人は、参加者が天災地変、戦乱、テロ、運送・宿泊機関等の事故、火災、天災、故意・過失・偶発による第三者行為災害、または盗難により損害を被られたときは責任を負いません

2 本規約に特に定めがある場合、または KIP の重大な過失による場合を除き、当法人は参加者の損害に関する責任を負いません。

第 9 章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第 21 条 当法人は、業務の適切な遂行、運営の目的の範囲内で、参加者の個人情報を収集し、利用します。利用の際には、別途定める KIP プライバシーポリシーに則り、個人情報の適切な取扱いを期しています。

第 9 章の 2 知的財産権の帰属

第 21 条の 2 活動中のすべての製作物・企画内容（写真・映像・刊行物を含む）の著作権その他一切の知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます）は、当法人に帰属します。

第 10 章 附則

(管轄裁判所)

第 22 条 当参加条件及び当研修に関する訴訟については、東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 23 条 本参加条件は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されます。

(契約の対象)

第 24 条 本参加条件の内容は、平成 29 年 10 月 1 日以降に申し込まれる KIP プロジェクトについての契約に適用されます

別表第一

区分	取消料
申込金支払い以後平成 29 年 11 月 13 日まで	25%の取消料返還
平成 29 年 11 月 14 日以降	返還なし

KIP 事務局作成：平成 29 年 10 月 10 日